お知らせ

平成30年4月1日から 入院時の食事代の負担額が変わります

平成30年4月1日から、国の施策として入院時における食事代の負担額が変わります。入院された方が住民税課税世帯の場合は、食事代の標準負担額が360円から460円になります。

なお、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾患の方などの負担額は現行のまま据え置かれます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分			平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
1	一般の方		360円	<u>→460円</u>
2	住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	90日までの入院	210円	<u>引き上げなし</u>
		長期入院該当(過 去12か月で90日 を超える入院)	160円	_ 引き上げなし
3	②のうち、所得が一定基準に満たない方など		100円	_ 引き上げなし

[※] ②、③に該当する方は、市が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、被保険者証に添えて病院の窓口に提出してください。負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。